

B型肝炎訴訟の早期解決を国に求める意見書

幼児期に受けた集団予防接種が原因で、自ら責任がないのに、何年もたつてから肝硬変や肝臓がんを発症し、最悪の場合は、命も奪われるというB型肝炎の患者が、全国には百数十万人もいるといわれている。

昨年、国会では、ウイルスに汚染された血液製剤が原因で感染した薬害肝炎患者の勇気あるたたかいで『肝炎対策基本法』が成立しているが、全国10か所の裁判所で起こされているB型肝炎訴訟では、札幌地裁が原告と国に和解勧告をしたにもかかわらず、政府は原告との面談も開始せず、和解協議を引き延ばしている。

最高裁は2006年、集団予防接種での注射針や注射筒の連続使用による感染の危険性をしりながら、戦後40年にもわたり使い回しを放置していたとして、B型肝炎患者5人について感染の原因が集団予防接種での注射器の使い回しであると、国の責任を認めた。しかし、この最高裁判決からすでに4年、5人の原告のうち2人が亡くなり、医療補償と生活補償は、死の恐怖におびえ暮らすB型肝炎患者にとって待ったなしの課題となっている。

注射器の使い回しは1988年まで続いていた。そのとき感染した最も若い人は、いま20歳代で、本来ならもっとも希望にあふれる世代である。全国のB型肝炎訴訟には約400人が参加している。和解勧告をした札幌地裁は、「救済範囲をめぐる本件訴訟の各争点については、その救済範囲を広くとらえる方向で臨む」ことを明記した。

これ以上、「母子手帳」などで集団予防接種が原因と証明できない多くの患者・感染者の救済を渋り続けることは、国の責任を認めた最高裁判決の精神にも反する。

よって、町田市議会は、B型肝炎訴訟の和解協議で政府が責任を認め謝罪をするとともに、患者への一時金の支給と、恒久対策の実現など患者の立場に立った対策をすみやかに講じていくことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。